

15. 8. 12
428

總務部長



券 第 二 號

労働部 労働券

労働券 第二号

労働券第二号の発行に關する件は、労働部が労働者及び労働者の代表者等と協議の上、労働者の利益を保護し、労働者の生活の安定を期すため、労働券第二号の発行を決定した。労働券第二号の発行は、労働者の利益を保護し、労働者の生活の安定を期すため、労働券第二号の発行を決定した。労働券第二号の発行は、労働者の利益を保護し、労働者の生活の安定を期すため、労働券第二号の発行を決定した。

勞秘第一七六八號

大正十五年八月十一日

警視總監

太田政弘

内務大臣 濱口雄幸殿

鐵道大臣 井上匡山郎殿

社會局長官 長岡隆一郎殿

京都、大阪、神奈川、兵庫、

愛知、福岡、千葉、埼玉

各府縣知事殿

東京地方裁判所檢事正殿

小型自動車株式會社同盟罷業、關スル件(第七號)